

4 各施設の概要

(1) こころの発達総合支援センター

①定義 (発達障害者支援法第14条)

都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。
- 四 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

※本県のこころの発達総合支援センターは、児童精神科医を配置し、診療機能を有する全国的にも稀な発達障害者支援センターである。

②機能

18歳未満の子どもの心の問題や発達障害に関する相談・診療及び成人の発達障害に関する相談・診療を行う。

また、年齢や障害特性に応じた支援プログラムを開発し、発達障害児等や親へのサポートを行うとともに、市町村での実践に向け、保健師や保育士等への普及を図る。

③整備内容

- ・診療、相談の待機期間を解消するため、診察室や相談室を増設し、薬物治療の実施に必要な血液検査等を行う検査室、学習障害の対応に向けた聴覚検査室等を整備する。
- ・小児科医や市町村の母子保健担当部門との連携を強化するため、研修会や会議が開催できるカンファレンスルームを整備する。
- ・診察室及び受付・医療事務室、各検査室の職員専用の動線を確保し、各職員のスムーズな連携ができるように留意する。
- ・職員が専門性を確保できる就労環境を確保する。このため、特に事務室において、効果的な採光、通風環境を確保するとともに、使いやすい収納スペースや会議スペース(個人情報に関する協議が可能なエリア)を確保する。
- ・利用者が安心して、落ち着いた雰囲気の中で、相談・診療ができる環境を整備する。
- ・プレイセラピー、集団療育・集団療法を安心・安全に行うことができる機能的な諸室構成とする。

	所要室	参考面積			特記事項
		室数	m ²	小計m ²	
診療	診察室	4	25.0	100.0	手洗い場を設置 防音仕様
	検査室(採血・心電図)	1	20.0	20.0	血液検査、心電図検査を行う。 手洗い場を設置
	聴覚検査室	1	20.0	20.0	学習障害の評価を行う。 防音仕様
	脳波検査室	1	10.0	10.0	シールド室・防音仕様
	小計			150.0	
相談	相談室	10	20.0	200.0	相談業務を行う。 防音仕様
	小計			200.0	

こころの発達総合支援センター	集団療育	プレイルーム(遊戯室)	1	100.0	100.0	幼児及び学齢期の集団療育を主に身体活動を行う。 プレイルームと集団療育スペースの間に両室をマジックミラー越しに観察するスペースを用意 防音仕様
		集団療育スペース	1	50.0	50.0	幼児及び学齢期の集団療育を主に机上で行う。 防音仕様
		デイケア室(集団療法室)	1	45.0	45.0	ショートケアや成人期のグループ活動、集団療育の親ミーティングを行う。 カンファレンスルームと近接し、両室は可動壁で仕切る仕様
		小計			195.0	
	水回り	トイレ1(外来用)	1	28.0	28.0	男子用、女子用、多目的(身体障害者用)子供用トイレ機能(二重便座等)を付加
		トイレ2	1	24.0	24.0	男子用、女子用、多目的(身体障害者用)子供用トイレ機能(二重便座等)を付加
		給湯室	1	9.0	9.0	ゴミ置き場を設置
		小計			61.0	
	その他	職員室	1	170.0	170.0	職員30人程度が執務 室内会議が可能なスペースを確保
		施設長室	1	30.0	30.0	
受付・医療事務室		1	30.0	30.0	診療・相談の受付や会計業務を行う総合窓口	
待合室		1	60.0	60.0		
カルテ保管庫		1	30.0	30.0		
職員更衣室・倉庫				22.0	男女別更衣室と倉庫を設ける。	
カンファレンスルーム(会議室)		1	100.0	100.0	会議、研修会等を行う。	
玄関ホール・階段・廊下・エレベーター等		1		599.0		
小計			1,041.0			
合計			1,647.0			

(2) 児童心理治療施設

①定義 (児童福祉法第43条の2)

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

②機能

福祉、医療、心理、教育の協働により、施設での生活を治療的に経験できるように、日常生活、学校生活、心理治療、集団療法などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援を行う。

③定員 入所30人（男子16人、女子14人）、通所15人

④整備内容

- ・児童の居室等については、より家庭に近い環境の中で職員との個別的な関係を重視した、きめ細かなケアを提供するため、少人数のグループで生活するユニット制を導入する。
- ・居室を4ユニット制とし、男子ユニットは8人×2ユニット、女子ユニットは7人×2ユニットとする。
- ・2ユニットを1単位とし、単位ごとに管理人室及び仮眠室を設ける。
- ・居室は原則、個室とするが、各ユニットのうち、2室は連結して2人部屋として使用できるようにする。
- ・共用部分は可能な限り、死角を設けない。
- ・男女の動線が交差しないように配慮。
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）に規定された各室(居室、遊戯室、心理検査室、相談室等)を設置するとともに、通所児童用の活動室や退所に向けて家族で宿泊できる家族室などを整備する。

区分	所要室	参考面積			特記事項
		室数	m ²	小計m ²	
男子 ユニ ット (8人)	居室(1人用)	8	8.0	64.0	作り付け収納設置 2室は連結して2人部屋として使用できる仕様
	食堂・リビング	1	30.0	30.0	システムキッチンを設置
	脱衣室	1	6.0	6.0	洗面所、洗濯機を設置
	浴室	1	5.0	5.0	
	便所	1	12.0	12.0	
	クールダウン室	1	8.0	8.0	不安定になった児童を集団から分離させるための部屋
	倉庫	1	10.0	10.0	生活用品を置く倉庫
	小計			135.0	
男子 ユニ ット (8人)	居室(1人用)	8	8.0	64.0	作り付け収納設置 2室は連結して2人部屋として使用できる仕様
	食堂・リビング	1	30.0	30.0	システムキッチンを設置
	脱衣室	1	6.0	6.0	洗面所、洗濯機を設置
	浴室	1	5.0	5.0	
	便所	1	12.0	12.0	
	クールダウン室	1	8.0	8.0	不安定になった児童を集団から分離させるための部屋
	倉庫	1	10.0	10.0	生活用品を置く倉庫
	小計			135.0	
女子	居室(1人用)	7	8.0	56.0	作り付け収納設置 2室は連結して2人部屋として使用できる仕様
	食堂・リビング	1	30.0	30.0	システムキッチンを設置
	脱衣室	1	6.0	6.0	洗面所、洗濯機を設置

児童心理治療施設	ユニット (7人)	浴室	1	5.0	5.0	
		便所	1	12.0	12.0	
		クールダウン室	1	8.0	8.0	不安定になった児童を集団から分離させるための部屋
		倉庫	1	10.0	10.0	生活用品を置く倉庫
		小計			127.0	
	女子 ユニット (7人)	居室(1人用)	7	8.0	56.0	作り付け収納設置 2室は連結して2人部屋として使用できる仕様
		食堂・リビング	1	30.0	30.0	システムキッチンを設置
		脱衣室	1		6.0	洗面所、洗濯機を設置
		浴室	1	5.0	5.0	
		便所	1	12.0	12.0	
		クールダウン室	1	8.0	8.0	不安定になった児童を集団から分離させるための部屋
		倉庫	1	10.0	10.0	生活用品を置く倉庫
	家族療法室	小計			127.0	
		家族室LDK	1	21.0	21.0	家族支援プログラムの一環として、家庭内で親子が適切な生活を送れるようにするために、家庭的な環境下で指導員が付き添った宿泊体験プログラムを実施する。
		家族室和室8畳	1	12.0	12.0	
		家族室押入	1	4.0	4.0	
		家族室浴室	1	3.0	3.0	
		家族室脱衣室	1	3.0	3.0	
		家族室便所	1	1.0	1.0	
	小計			44.0		
	職員室	1	122.0	122.0	職員30人程度が執務	
	施設長室	1	30.0	30.0		
	応接会議室	1	17.0	17.0		
	職員更衣室	2	8.0	16.0	男女別	
	待合室	1	15.0	15.0	保護者等の関係者のための待合スペース	
	職員・来客用トイレ	2	15.0	30.0	男女別	
	多目的トイレ	1	11.0	11.0	車椅子使用	
	児童用トイレ	2	7.0	14.0	男女別	
	倉庫	3	12.0	36.0		
	倉庫	1	6.0	6.0	医務室に隣接	
	給湯室	1	9.0	9.0	ゴミ置き場を設置	

共通部	厨房その他	1	85.0	85.0	
	医務室	1	12.0	12.0	
	観察室	1	7.0	7.0	相談室に隣接 ミラーガラス設置、録画・録音・観察可能
	心理療法室	2	15.0	30.0	防音仕様
	相談室	2	12.0	24.0	
	心理検査室	1	14.0	14.0	
	静養室	1	7.0	7.0	手洗い場、トイレ設置
	プレイルーム（遊戯室）	1	55.0	55.0	児童に対する遊戯療法や発達診断等を行う。
	工作室	1	32.0	32.0	児童に対する作業療法を行う。
	学習室・図書室	1	35.0	35.0	カンファレンス会議室として兼用 教室用机・椅子・本棚を設置 防音仕様。備え付けスクリーン設置。
	通所児童用活動室	1	20.0	20.0	通所児童が昼間に活動を行う部屋
	クールダウン室	1	8.0	8.0	ビデオ設置
	リフト	1	4.0	4.0	食事を厨房から配送
	管理人室	2	20.0	40.0	男女各ユニットに1
	管理人仮眠室	2	10.0	20.0	男女各ユニットに1
	玄関ホール・階段・廊下・エレベーター等			383.0	
	小計			1,082.0	
合計			1,650.0		

(3) 中央児童相談所

①定義

〔児童相談所〕（児童福祉法第12条）

児童相談所は市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題などを的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことを主たる目的とした都道府県等に設置される行政機関。

〔一時保護所〕（児童福祉法第12条の4）

遺児、虐待等の子どもの緊急保護を行い、入所児童に対しての適切かつ具体的な援助方針等を定めるための行動観察を行うとともに、必要に応じて、短期入所指導を行う施設

②機能

(ア) 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと。

(イ) 相談機能

児童に関する家庭その他からの相談の内、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童及びその家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合判断）し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した児童の援助を行うこと。

- (ウ) 一時保護機能
児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- (エ) 措置機能
児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設若しくは指定医療機関に入所、若しくは里親に委託すること。
- (オ) 民法上の権限
親権者の親権停止・喪失宣言の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うこと。

③定員 一時保護所 16人（男児 8人、女児・幼児 8人）

④整備内容

- ・定員超過や被虐待児とぐ犯児童が一時的に同室にならざるを得ない場合があるなど、施設の狭あい化が進み、今後、適切な支援が困難となる状況も想定されることから、一時保護所の定員を12人から16人に増加する。
- ・保護者等と一時保護所の保護児童との動線が交差しないように配慮。
- ・一時保護所の男女の動線が交差しないように配慮。
- ・夜間は、居室エリアを閉じるため、男児と女児の各居室エリアに非常用出入口を設置する。
- ・居室は、10室(男児5室、女児5室)とする。男児、女児の各5室の内訳は、2人部屋3室、1人部屋2室とする。
- ・男児の居室エリアに予備室を1室設置する。
- ・一時保護所内に洗濯物や布団が干せ、かつ、児童が軽運動ができる屋根付きの半屋外エリアを設置。
- ・屋外(屋上)運動場については、周囲からの視線を遮るため、また、ボール等が建物外に飛び出すのを防ぐため、四方にフェンスを設置する。

区分	所要室	参考面積			特記事項
		室数	m ²	小計m ²	
中央児童相談	事務室	1	225.0	225.0	職員45人程度収容 6人程度の室内会議ができるスペースを確保
	所長室	1	30.0	30.0	最大10人が入室、使用できる仕様
	会議室	1	120.0	120.0	最大65人が入室 パーティションで3部屋に分割して利用可能な仕様
	待合室	1	24.0	24.0	モニターを付け、事務室で確認できる仕様
	更衣室（男女別）	2		10.0	
	医務室	1	19.0	19.0	児童の医学診断を行うために使用
	静養室（授乳室）	1	15.0	15.0	体調が悪化した来所者や乳児に授乳する来所者が使用
	小計			443.0	
	相談室	4		70.0	ビデオ、録音装置、緊急ベル設置 暴力的な保護者に対応するため、ドアを2つ（立てこもり防止）設置 防音仕様
	相談室（兼モニタールーム）	1	19.0	19.0	ファミリールーム等に隣接し、テレビカメラやマイク等でモニター（観察）が可能な仕様
プレイルーム（小）	1	24.0	24.0	乳幼児が使用。床はカーペット。 防音仕様。ビデオカメラ設置。	

所	相談	プレイルーム（大）	1	75.0	75.0	学齡児が使用 床はフローリング。防音仕様	
		遊具等・収納庫	1	10.0	10.0		
		サンドプレイルーム	1	16.0	16.0	箱庭療法を行うために、約1m四方の箱庭を設置	
		ファミリールーム	1	24.0	24.0		
		カウンセリングルーム	2		28.0		
		小計			266.0		
	その他	便所（男女別）	2		52.0	子ども用トイレ機能も付加（二重便座等）	
		多目的トイレ	1	11.0	11.0	車椅子使用可能な仕様	
		給湯室	1	9.0	9.0	ゴミ置き場を設置	
		小計			72.0		
	計				781.0		
	一時 保 護	管理 所 室	職員室	1	50.0	50.0	職員13人程度 室内からも外部を見守りやすい構造とする。
			面接室	1	10.0	10.0	
			小計			60.0	
		男 子 居 室	静養室	1	12.0	12.0	ベッド、手洗いトイレ付きの仕様
居室（2人部屋）			3	16.0	48.0	カーテン等で2エリアに区分可能な仕様 作り付けの収納スペースを確保	
居室（1人部屋）			2	8.0	16.0	ベッド、作り付けの収納スペースを確保	
予備室			1	20.0	20.0	男子児童の定員超過への対応	
小計					96.0		
女 子 居 室		静養室	1	12.0	12.0	ベッド、手洗いトイレ付きの仕様	
		居室（2人部屋）	2	16.0	32.0	カーテン等で2エリアに区分可能な仕様 作り付けの収納スペースも確保。	
		居室（2人部屋）	1	16.0	16.0	上記仕様の他、幼児仕様のために畳仕様	
		居室（1人部屋）	2	8.0	16.0	ベッド、作り付けの収納スペースも確保	
		小計			76.0		
夜 勤 室 等		夜勤室等	1	12.0	12.0	ベッド、机、洗面所付きの仕様	
	当直室	2	12.0	24.0	ベッド、机、洗面台を設置		
	夜間用便所（男女別）	2	6.0	12.0	当直室に隣接、洗面・シャワー付きの仕様		
	小計			48.0			
学習室等	2	18	36.0	教室用机、椅子、本棚を設置する仕様			

校 所	多 目 的 ホ ー ル 等	幼児保育室	1	25	25.0	幼児のほふくが可能な畳仕様
		洗濯室	1	10	10.0	
		浴室（男女別）	2	10	20.0	シャワーが利用できる仕様
		脱衣室（男女別）	2	5	10.0	
		洗面所	1	10	10.0	昼間の生活のための手洗い、歯磨き等のために使用
		多目的ホール（男女別）	2	30	60.0	生活の場、手洗いができる仕様
		食堂（男女別）	2	25	50.0	手洗いができる仕様
		小計			221.0	
	そ の 他	児童用便所（男女別）	2	17.0	34.0	
		来客・職員用便所（男女別）	2	6.0	12.0	
		更衣室（男女別）	2	5.0	10.0	
		衣類倉庫	1	25.0	25.0	
		給湯室	1	5.0	5.0	職員室から近い場所に配置
		リネン室	1	19.0	19.0	布団、シーツ、タオル、オムツ等を収納
		調理室	1	25.0	25.0	
小計				130.0		
計			631.0			
共 有 部	書庫	2	30.0	30.0		
	物品庫	1	15.0	15.0		
	倉庫	1	35.0	35.0	施設管理に必要な資材や非常用食料品等を備蓄するために使用	
	玄関ホール・階段・廊下・エレベーター等			288.0		
	計			368.0		
合計			1,780.0			
屋外運動場	1	600.0	600.0	周囲からの視線を遮るため、また、ボール等が建物外に飛び出すのを防ぐため、四方にフェンスを設置		

(4) 特別支援学校

①定義（学校教育法第72条）

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

②機能

児童心理治療施設に入所又は通所する児童を就学させるための学校を整備し、精神疾患などの難しい課題を抱える児童生徒に特化した教育を行う。

③定員

児童心治療施設に入所、通所する児童生徒を対象とするため、最大45人（入所30人、通所15人）

④整備内容

- ・対象となる児童生徒は、虐待による不適応などの課題を抱えていることから、特別支援教育に必要な各室(教室、保健室、相談室、職員室等)及び体育館を整備する。
- ・小学部6学級、中学部3学級の計9学級とし、1学級5人（最大6人）規模の学校とする。
- ・各教室には手洗い場を1か所設ける。
- ・小学部の教室は1階に設ける。
- ・家庭科室には、調理台を設置するための給排水を設ける。
- ・図工・美術・技術室には、大きなシンクを設置するための給排水を設ける。
- ・事務室、校長室、職員室、教材庫(印刷室)、給湯室、職員更衣室は同一フロア(できる限り1階)とする。
- ・保健室には、ベッド2台が置けるスペースが必要。手洗い場を設置する。
- ・教材準備室には収納用の棚が必要。
- ・体育館については、学校で使用していない間は、地域に開放し、使用できるように外部から直接出入りできる入口を設けるとともに、地域開放時は校舎への進入ができないように配慮する。
- ・児童昇降口は、広く開放的で明るい構造・配置とする。

区分	所要室	参考面積			特記事項	
		室数	m ²	小計m ²		
特別支援	普通教室	9	25.0	225.0	各室最大6人が授業を受ける。 児童生徒の机、椅子、ロッカー、教卓を設置する。 各教室に手洗い場を設置	
	個別教室	2	15.0	30.0	集団適応が難しい場合に個別に対応する教室。 情緒的コントロールが難しい時にクールダウンのために使用	
	音楽室	1	40.0	40.0	ピアノを設置するため、床補強、防音仕様	
	教材・準備室	1	25.0	25.0	音楽関係で種々の楽器、機材を収納する。 理科の実験観察に必要な器具、薬品等を収納する。 美術・技術の大きい備品を収納する。 収納用の棚やロッカーが必要。	
	家庭科室	1	40.0	40.0	調理台、作業台、水回り等々が必要	
	図工・美術・技術室	1	40.0	40.0	図工、美術、技術、理科の教科学習を行う。	
	メディアルーム（兼図書室）	1	65.0	65.0	図書室として兼用、本棚、事務机を設置。 暗幕を設置。	
	小計			465.0		
	水回り	トイレ1	1	25.0	25.0	男女別(身体障害者用トイレを含む)
		トイレ2	1	25.0	25.0	男女別(身体障害者用トイレを含む)
	小計			50.0		

学校	事務室	1	30.0	30.0	
	校長室	1	30.0	30.0	
	職員室	1	65.0	65.0	同じフロアにすることで、給湯室を兼用できる。職員室と教材庫、給湯室を同じスペースにする。
	教材庫（印刷室）	1	14.0	14.0	
	給湯室	1			
	職員更衣室	1	20.0	20.0	男女別
	保健室	1	40.0	40.0	ベッド2台設置 手洗い場を設置
	教育相談室	2	15.0	30.0	
	玄関ホール・階段・廊下・エレベーター等	1	336.0	336.0	
	小計			565.0	
	校舎計			1,080.0	
	屋内運動場(多目的ホール)	1	300.0	300.0	器具庫25m ² 程度。 アリーナはバレーボールコート1面が取れる広さ
	小計			300.0	
合計			1,380.0		

(5) 運動場

学校で使用していない間は、地域開放で使用できるように配慮する。
災害時は避難場所として活用できるよう外部からのアクセスに配慮する。
校舎に日が当たるように、できる限り校舎の南側に配置する。

運動場	1	800.0	800.0	周囲からの視線を遮るため、また、ボール等が建物外に飛び出すのを防ぐため、四方にフェンスを設置
-----	---	-------	-------	--

(6) 駐車場

駐車場				車両220台（職員用約130台、来客用約90台）、自動二輪車約20台、自転車約20台分を確保
-----	--	--	--	--

5 設計業務にあたっての配慮事項

(1) 関係法令の遵守

各種関係法令を遵守するとともに、それらに伴う手続きに要する期間等にも十分配慮する。

(2) 設計基準等の遵守

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び標準図並びに県の定める各種の設計基準等によるものとする。

(3) 関係者や地元住民からの要望等を反映

子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）の整備に係る地元住民への説明会資料作成に協力するとともに、基本設計及び実施設計の作成にあたっては、関係者や地元住民からの要望等を反映したものにする。